

保 育 所 の 概 況

令和8年4月1日現在

保育所名	北九州市立 東篠崎保育所			施設長名	野山 孝恵
所 在 地	〒 802-0072 北九州市小倉北区東篠崎一丁目10番1号				
電話番号	093-941-6056	FAX番号	093-941-6056	認可年月	昭和38年7月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()	2階建()	階部分)
------	-------------------------	--------	------

建物延床面積	562.75㎡
--------	---------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
2号定員				67人 (38人)			67人 (38人)
3号定員	12人 (5人)	41人 (25人)					53人 (30人)
開所時間	7:30	~	17:50	保育短時間の 受入時間帯	9:00	~	17:00
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						

職員数	30人	内 訳 : 施設長(1人) 保育士(25人) 調理員(委託業者3人) 事務員(1人)
-----	-----	--

施設の目的 運営の方針 保育の方針	【施設の目的及び運営の方針】 保育を必要とする子どもを日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とします。 保育の提供に当たっては、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。 【保育の方針】 ○家庭との連携の下、子どもが健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護及び教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図ります。 ○保育所の特性や保育士等の専門性を生かし、家庭や地域と連携しながら、子どもの育ちを支えます。
-------------------------	---

1 日 の 過 ぎ し 方	11:00 「いただきます」 栄養バランスの良い給食を食べます 12:00 ひるね 十分な休息をとります 13:00 おやつ 15:00 あそび 17:00 「おかえりなさい」「さようなら、またあした」 迎えの順に帰宅します 17:50 ※延長保育は19時までです ※保育短時間認定の方は 9時~17時までの利用です 10:00 あそび 友だちや保育士と楽しく遊びます 9:00 「おはようございます」 7時30分に保育所が 開きます
------------------	---

令和7年4月1日現在

保育所名

北九州市立 東篠崎保育所

年間行事予定	4月 進級式 誕生会(毎月)・避難訓練(毎月)	10月 講演会・給食参観 健康診断・遠足・ごみゼロ運動
	5月 健康診断・シルエット劇場・夏野菜苗植 わくわくフェスティバル・ごみゼロ運動	11月 おいもパーティー・総合避難訓練 生活発表会(2歳児～5歳児)
	6月 芋苗植・歯科検診 保育参加週間	12月 クリスマス会
	7月 七夕祭り・水遊び開き おまつりごっこ	1月 ゆうぴんごっこ・こま回し大会 保育参観(0,1歳児) 卒園記念写真撮影(5歳児)
	8月 卒園児招待 水遊び納め	2月 節分 センター作品展
	9月 和太鼓もも 	3月 卒園式・ひなまつり ゆりぐみさんありがとうの会・修了式

各種保育事業の実施状況	《親子通園事業》 発達が気になるお子さんや育児に不安のある保護者の方などを親子で受け入れ、遊びの体験や相談を通じて、子どもとの関わり方や寄り添い方、子どもにとって最適と思われる通園先などを保育士と一緒に考えていきます。 《障害児保育》 子ども達がお互いを認め合い、一緒に心地よく生活できるように育ち合いを図っています。 《地域活動事業》 地域の施設の方や年長者の方との交流を行っています。 地域の未就園児さんを対象に遊びの紹介や育児相談を行っています。
-------------	---

利用の開始及び終了に関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-----------------	---

実費に係る利用者負担金	●3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 口座振替(要申込)もしくは納付書によりお納めいただきます。 月途中の退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合は還付を行います(日割り計算)。 ●日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ●保護者会費(月額 300円) → 遠足バス代、講師料などに使用するもの。 ●3歳児帽子代(1300円程度) → 児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの
-------------	--

その他特記事項	【緊急時における対応方法】 ●保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ●保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ●事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。
---------	--